

第5 防災対策

1 県地域防災計画の整備状況

平成 26 年度は，平成 26 年 11 月の災害対策基本法の一部改正や土砂災害防止法の一部改正等を受けて，緊急通行車輛の通行ルート確保のための車輛対策や土砂災害警戒区域等の指定促進のための基礎調査結果の公表等に関する事項の追加や修正を行った。

2 市町村地域防災計画の修正指導

平成 26 年度は，栗原市，松島町等に対して市町村地域防災計画の修正について助言等を行った。

表 1 市町村地域防災計画の作成状況（平成 27 年 4 月現在）

市町村名	作成年度	最終修正年度		市町村名	作成年度	最終修正年度	
仙台市	S39	共通編	H26	柴田町	S39	H20	
		地震・津波編		川崎町	S40	H13	
		風水編		丸森町	S39	H26	
	H25	原子力編	亘理町	S39	H25		
石巻市	S38	震災・風水編	H26	山元町	S39	H25	
		津波編		松島町	S39	H26	
	H20	原子力編		七ヶ浜町	S37	H25	
塩竈市	S39	震災編	H25	利府町	S39	H26	
		風水編		大和町	S39	H26	
気仙沼市	H19	H25		大郷町	S39	H26	
白石市	S39	H26		富谷町	S39	H26	
名取市	S39	H26		大衡村	S38	H20	
角田市	S39	H25		色麻町	S39	H25	
		震災編	H25			加美町	H16
多賀城市	S39	風水編	H25	涌谷町	S39	地震・風水編	H24
		岩沼市	S39			H24	
登米市	H18	地震・風水編	H25	栗原市	H19	地震・風水編 H26	
	H24	原子力編	H25			東松島市	H24
栗原市	H18	H26		美里町	H19		
		東松島市	H17			地・津・風編	H25
大崎市	S19		H25		女川町	S39	震災・風水編
		蔵王町	S42	H24			S58
七ヶ宿町	S41			H21		南三陸町	
大河原町	S39	H26		H24	原子力編 H25		
村田町	S39	H26			計 35 市町村		

3 震災対策

東日本大震災前においては、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の宮城県沖地震に関する長期評価に基づき、発生の切迫度が高いとされていた宮城県沖地震に備えて、県をあげて震災対策を推進してきたところであった。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は大津波により甚大な被害をもたらした未曾有の大災害となり、津波避難のあり方など様々な課題が突きつけられたところである。

そこで、震災からの復興を推進するとともに来るべき次の大規模震災に備えるためにも、従来の対策に加えて、今回の震災の教訓を踏まえた各種計画及びマニュアル等の見直しや防災意識のさらなる普及啓発等に向けた取組を進めている。

(1) 震災対策推進条例

県民総ぐるみによる震災対策を推進する気運を高めるため平成 20 年 10 月 23 日に制定した震災対策推進条例（平成 21 年 4 月 1 日施行）について、東日本大震災の教訓等を踏まえ一部改正を行った（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

(2) 行動計画（アクションプラン）

平成 15 年に「みやぎ震災対策アクションプラン」（平成 15 年度～19 年度）を策定し、震災対策を進めてきたが、発生が危惧されている宮城県沖地震への備えは県民の安全・安心の確保の点から県政の重要課題であり、引き続き対策を推進していく必要があることから、県の地域防災計画、震災対策推進条例を踏まえ、県が実施する震災対策の行動計画として平成 21 年 3 月に「第 2 次みやぎ震災対策アクションプラン」（平成 21 年度～24 年度）を策定し、様々な震災対策を推進している。

（※平成 23 年度以降は、宮城県震災復興計画に事実上、代替させている。）

(3) 第四次地震被害想定調査

宮城県では、昭和 53 年の宮城県沖地震を契機とし、平成 12 年発表の「宮城県沖地震の長期評価」を踏まえて、ハード、ソフトの各種施策を行い、地震に強い地域づくりを進めてきた。その中で、地形情報や地質情報などの地盤条件ならびに人口、建物の種別やライフラインなどの社会条件をもとに想定地震に対する地震動、津波を予測し、その結果から人的被害、建物被害及び経済被害などを算出し、震災対策などの基礎資料とするため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて第四次地震被害想定調査に着手したところである。

調査を行う上で、宮城県防災会議の下部組織として、学識経験者及びライフライン等関係機関の職員で構成する「地震対策等専門部会」を設置し、その専門部会の中で調査方法・評価などに関して専門的事項の指導・助言を受けながら進めていたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、調査のための基礎資料（ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本）の対象が毀損してしまったことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなった。

このため、平成 22 年度の第 2 回地震対策等専門部会における中間報告をもって本調査は完了させることとした。

なお、次期地震被害想定調査については、沿岸市町のまちづくりがある程度進んだ段階で検討することとしている。

(4) 緊急地震速報の整備

緊急地震速報については、平成 19 年 10 月から一般への提供が開始されているが、県では、仙台管区気象台と連携して、広く県民に周知するとともに、平成 20 年度に県庁行政庁舎に 1 台、平成 21 年度に県議会庁舎、警察本部庁舎、大河原、仙台、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼、南三陸各合同庁舎、図書館、美術館、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターに各 1 台（計 15 台）導入し、来庁者等の安全の確保を図った。

なお、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターは、平成 23 年 4 月 1 日

から地方独立行政法人宮城県立病院機構に移行した。

(5) 出前講座の実施

東日本大震災を始めとする大規模な地震に備えるため、企業等からの申込みに基づき、職員を講師として派遣する出前講座を実施している。

(6) 宮城県津波対策ガイドラインの見直し

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた。このことから、既存の「宮城県津波対策ガイドライン（平成 15 年 12 月）」の一部を改訂し、今回の震災で明らかとなった課題を踏まえ、被災市町がまちづくりを計画する上で必要となるハード対策について整理し、平成 24 年 3 月に「津波避難のための施設整備指針」を定めた。ソフト対策については、今次津波で明らかとなった課題や過去の災害における教訓を踏まえ、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等について整理し、沿岸市町や地域ごとの津波避難計画の策定指針となるよう、平成 26 年 1 月に見直しを行った。

(7) 宮城県防災指導員養成講習の実施

震災対策推進条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を実施した。本講習では、防災に関する知識及び技能等の修得を通じて地域や事業所等における防災リーダーの養成を行っており、平成 26 年度においては地域防災コースを 18 回、企業防災コースを 4 回の計 22 回開催した。また、既に宮城県防災指導員に認定されている住民に対してフォローアップ講習を地域防災コース 8 回、企業防災コース 2 回の計 10 回開催した。